

京都市告示第465号

京都市環境保全活動センターの指定管理者である公益財団法人京都市環境保全活動推進協会から、京都市環境保全活動センター条例第4条ただし書の規定に基づき、京都市環境保全活動センターの休所日等の変更について次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和3年12月10日

京都市長 門川 大作

臨時に開所する日及び時間

令和4年1月6日（木）午前9時から午後5時まで

（環境政策局地球温暖化対策室）